諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年2月7日(平成30年(行情)諮問第71号)

答申日:平成30年5月18日(平成30年度(行情)答申第60号)

事件名:「地方行政機関に対する指導等に関する文書のうち法の解釈運用が地

方行政機関において異なる場合に関するもの(直近のもの) | の不

開示決定(不存在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚生労働省の地方行政機関に対する指導・助言・命令等に関する文書のうち、法の解釈運用が地方行政機関において異なる場合に関するもの(直近のもの)」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大 臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が、平成29年10月2日 付け厚生労働省発総1002第3号により行った不開示決定(以下「原処 分」という。)の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。 開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

- 第3 諮問庁の説明の要旨
 - 1 本件審査請求の経緯
 - (1)審査請求人は、平成29年8月2日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「厚生労働省の地方行政機関に対する指導・助言・命令等に関する文書のうち、法の解釈運用が地方行政機関において異なる場合に関するもの(直近のもの)」に係る開示請求を行った。
 - (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これ を不服として、同年11月13日付け(同日受付)で本件審査請求を提 起したものである。
 - 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であ り、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象行政文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「厚生労働省が、地方支分部局や地方公共団体に対して、法の解釈運用が異なることを理由として行った指導・助言・命令等に関する文書」(以下「本件対象行政文書」という。)について行われたものである。

なお、地方行政機関とは、厚生労働省の地方支分部局だけでなく、地 方公共団体も含む趣旨であることを審査請求人から確認している。

(2)原処分の妥当性について

行政機関において、法律を執行し適用するに当たっては、同一の事情 と条件の下では等しく取り扱わなくてはならないことは言うまでもない。 したがって、厚生労働省においては、他の府省庁と同様に、所管する 法律について、その規定上の文言のみでは執行上疑義が生じる場合には、 その取扱い等を通知又は通達によって示すことにより、あるいは個別の 疑義照会に答えること等により、法律の解釈運用が執行機関により異な ることがないようにしている。

処分庁は、本件審査請求に係る開示請求を受けて、念のため厚生労働 省内の全ての部局に審査請求人が求める行政文書の保有の有無を確認し たが、該当する行政文書はなかった。

以上により、本件対象行政文書を保有していないとする処分庁の判断 に不自然・不合理な点は認められず、文書不存在により不開示とした原 処分は妥当であると考える。

(3)審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「(処分庁は)開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取消しを求めているが、その主張の根拠は示されておらず、また上記(2)の説明のとおり諮問庁は文書を保有していないため、審査請求人の主張は全く失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年2月7日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年4月13日 審議

④ 同年5月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「厚生労働省の地方行政機関に対する指導・助言・命令等に関する文書のうち、法の解釈運用が地方行政機関において異なる場合に関するもの(直近のもの)」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2)。以下同じ。)において、 以下の旨を説明し、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当で あるとする。
 - ア 行政機関において、法律を執行し適用するに当たっては、同一の事情と条件の下では等しく取り扱わなくてはならないことは言うまでもない。したがって、厚生労働省においては、他の府省庁と同様に、所管する法律について、その規定上の文言のみでは執行上疑義が生じる場合には、その取扱い等を通知又は通達によって示すことにより、あるいは個別の疑義照会に答えること等により、法律の解釈運用が執行機関により異なることがないようにしている。
 - イ 処分庁は、本件審査請求に係る開示請求を受けて、念のため厚生労働省内の全ての部局に審査請求人が求める行政文書の保有の有無を確認したが、該当する行政文書はなかった。
- (2) さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁の説明は以下のとおりである。

地方において法律の解釈運用が異なる事例は生じていないかどうかに ついては、理由説明書にも記載したが、通知等を出していること、また、 事務処理要領、事務処理手引き等により周知されているので、法律の解 釈運用が相違することなく保たれていると認識している。

(3) 厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1) 及び(2) の諮問庁の説明は、不自然・不合理であるとは認められず、 これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないと する諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有して いるとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子